



令和元年 12 月 1 日

各 位

茨城県砕石事業協同組合  
理事長 長谷川 大紋



### 過積載対策への取り組みについて（お願い）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建設産業においてはコンプライアンスの問題が数多く取り沙汰されているなか、弊業界におきましても過積載の撲滅を最重要課題と位置づけ、建設産業に携わる方々のご協力の下、その対策に鋭意取り組んでいるところであります。

ご承知のとおり、過積載運行は重大事故を誘発する原因となっており、さらに道路の損傷、公害の発生等の重大原因につながっております。このため、積載違反者に対して荷主にも刑事的責任や厳しい行政処分が適用され、過積載運行を行った運送事業者は初犯でも車両停止処分、再違反等については車両停止期間の大幅延長等厳しい措置となっております。また、運送事業者が下命容認をして過積載運行を行っていた場合は、営業停止となる厳格化な処分が行われているところであります。

このため、弊組合では会員事業所の適正積載を推進するため、平成 28 年 10 月に組織内に輸送対策委員会を設置し、「職場教育の推進」、「工場内における過積載防止運動の推進」、「過積載防止パトロール活動の推進」、「顧客等対策の推進」、「過積載荷主との契約の排除」の 5 つを行動計画に掲げ、過積載対策に取り組んでおります。

過積載運行防止は建設産業全体で取り組む喫緊の課題であり、弊業界も過積載運行防止に向け全力を挙げて取り組み、悪しき慣習と決別して行く所存であります。

過積載運行防止につきましても、需要家・荷主各位の積極的なご理解とご協力が不可欠でありますので、何卒ご理解を頂き、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。なお、参考までに関係資料を添付させていただきます。

敬具

## 過積載は荷主・事業者・運転手の三方に罰則を適用

### 1、過積載に対する荷主の措置等。荷主の責任（発注条件が大きく影響を与える）

トラック運送事業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには荷主がムリな発注条件を提示すること。また荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任が厳しく追及される。荷主とは、真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含まれる。

#### (1) 過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはならない（道路交通法第58条の5第1項）。これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再防止命令」（道路交通法第58条の5の第2項）が出される。

罰則は再発防止命令に違反すると6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金。

#### (2) 協力要請書（イエローカード）、警告書（レッドカード）及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）

違反事業者に対して、貨物自動車運送事業法第33条の規定による過積載違反の行政処分を行う場合、荷主に対しても過積載運行の再発防止等のための協力要請書を発出。

上記により、愛知県の場合には過去3年間に2回、協力要請書を発出した荷主に対し、警告書を発出している。

(3) 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、どうしても過積載しなければ、輸送できない依頼をした場合、過積載となることがわかっていながら過積載運行を要求した場合、荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告する。

### 2、過積載に対する事業者への措置等

#### (1) 事業者の責任

過積載運行は事業許可の取消につながり、荷主、従業員との信頼関係や社会的信用を失うこととなる。

##### ① 自動車の使用者に対する主な処分（道路交通法）

過積載車両に係る公安委員会による指示。

過積載運転が行われた場合は、運転者に対して罰則等を適用するとともに、将来における過積載を防止するため、過積載を防止する措置を講ずるべき責任のある使用者に運行管理を改善させる必要がある。この場合、公安委員会は車両の運行管理の改善を図る

ため、自動車の使用者に対し、過積載を防止するため必要な措置を執ることを指示する。

## ②過積載運転に係る自動車の使用制限処分。

自動車の使用者が業務に関し過積載を下命し、又は容認した場合や、上記 1. で公安委員会の支持を受けた自動車につき 1 年以内に再度過積載運転行為が行われた場合には、公安委員会は、自動車の使用者に対し、3 ヶ月を超えない範囲内で自動車を運転し又は運転させてはならない旨を命ずる。

## ③罰則

自動車の使用制限命令違反（上記の 2. の命令に違反した場合）。3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金。自動車の使用制限に関する標章を破損し、汚損し又は取り除いた場合

2 万円以下の罰金又は科料。過積載を下命・容認した場合 6 ヶ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金。

## 3、積載に対する運転者への措置等

### (1) 運転者の責任

過積載運行により、事故を起こすと、会社が処分されるだけでなく、民事訴訟法においては運転者に対しても賠償責任が生じる。

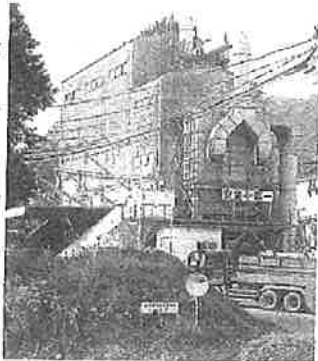
(2) 運転者に対する措置（道路交通法）。自動車検査証の提示、重量測定受認義務。過積載を解消するための応急措置⇒荷物の現場取り下ろし、警察官による通行指示。違反点数及び反則金。

(第 3 種郵便物認可)

# 死亡事故後も過積載常態化

## 富士宮の業者 指示容疑で書類送検

最大積載量を超える砕石をトラックで運ばせたとして、県警は9日、富士宮市の砕石加工販売業「静甲工業」と、山梨県南都町の同社工場の工場長(57)ら男3人を道交法違反(過積載運転の下限)容疑で静岡地検に書類送検した。同社は2017年に過積載が原因で起きた死亡事故を巡り、再発防止命令を受けていたが、事故後も過積載が常態化していたことが、県警が摘発に踏み切った。



静甲工業の南都工場(先月7日山梨県南都町で撮影)

発表によると、他に書類送検されたのは同社営業課長(53)、配車担当者(48)の2人。3人は昨年7月10日と8月31日、別会社の

運ぶよう指示した疑い。道交法の過積載運転の下命は、法人などの使用者が従業員に積載制限を超える

いすれも容疑を認めている。道交法の過積載運転の下命は、法人などの使用者が従業員に積載制限を超える

荷物を運ぶよう指示することを禁じている。同社と運転手に雇用関係はないが、捜査関係者によると、同社は運転手の健康管理を行うなど事実上の従業員としており、県警は同法の適用が可能と判断した。17年3月、富士宮市内で過積載のトラックが崖下に

転落し、運転手が死亡する事故が発生。伊豆市の生コン製造会社などが同法違反容疑で書類送検され、静甲工業も過積載での運行を知りながら資材の運搬を依頼したとして、富士宮署から再発防止命令を受けていた。

積載車両の走行は道路のひび割れや劣化にもつながる。運送業者は人手不足が深刻で、一度にできるだけ多くの荷物を載せるよう、荷主が運送業者に強要するケースが増えるとの懸念もある。

同社幹部は交通事故防止を呼びかける富士宮地区安全運転管理協会の副会長も務めており、ある県警幹部は「順法精神に欠け、極めて悪質」と指摘する。同社の工場長は8日、読売新聞の取材に対し、「経営上仕方がなかった。積載量を守っている業者なんていない」と話した。

こうした状況を受け、国土交通省は過積載を2020年度をめぐり半減させようと、監視を強化している。すでに国道や高速道路での取り締まりで過積載を確認した場合、運転手から荷主の情報を聞き取り、警告などを行ったうえで、荷主の名前を公表する取り組みを試行している。19年4月以降に本格導入する見込みだ。また、過積載の車両や通行状況を把握するための装置を全国の高速道路などで増やしている。

## 国交省が監視強化

過積載を巡る事故は全国で起きており、昨年9月に

鉄くずを運んでいたトラックが横転し、巻き込まれた3人が死亡した。また、過

積載を巡る事故は全国で起きており、昨年9月に鉄くずを運んでいたトラックが横転し、巻き込まれた3人が死亡した。また、過